

(建築士制度小委員会)

講習制度に関する意見

平成19年 7月 27日

(社)日本建築士事務所協会連合会

三 栖 邦 博

1. 管理建築士講習について

◆主張のポイント

1. 受講資格の実務経験は、建築士事務所において実施した「設計及び工事監理」並びに建築士法第21条に定める「その他業務」を基本とする。
2. 講習内容は、管理建築士の責務遂行に必要な知識を中心に、「開設者に代わって行う技術的側面からの事務所運営管理」及び「受託した全てのプロジェクトの統括的な管理」に関する内容とする。

(1) 管理建築士講習に関する日事連の活動等について

- ① 日事連及び各都道府県単位会は、昭和62年から建築士事務所の管理建築士／開設者を対象に「建築士事務所の業務の適正化」に資することを目的に、大臣及び都道府県知事の指定を受けて「建築士事務所の管理講習会」を実施してきた。平成17年3月をもって大臣指定制度は廃止されたが、現在この講習会の多くは、建築士事務所の指導監督権限を有する都道府県知事が、建築士事務所の管理運営の充実を図るための措置として、登録時及び5年毎の更新時に受講を推奨する知事指定の行政指導の形で実施されており、発足時からの累計受講者総数は約31万6千人、近年で年1万6～7千人が受講している。(添付資料1)
- ② こうした活動を展開してきた日事連としては、この度の法改正で、管理建築士の要件として実務経験要件と講習受講が規定されたことは大きく前進したものと受け止めている。ただし、講習が一回限りでありその後の管理建築士の資質の維持・向上のためには定期講習化が必要であるという今後の課題を残している。

(2) 管理建築士講習の実務経験について

- ① 管理建築士の要件が、「建築士として3年以上の設計その他の・・・業務に従事した後、・・・に掲げる講習の課程を修了した建築士」と規定されて、実務経験の確認が受講受付時に委ねられることにより登録講習機関によっては安易な審査になる恐れがある。このため事務所登録時には管理建築士の受講記録を確認するだけでなく実務経験を再確認するなど、事務所登録申請と関連付けた検討が必要である。
- ② 『建築士事務所を「管理」するということは、建築士事務所に依頼された業務が

適正に執行されるよう人的物的環境を整え、その執行状況等を管理することである。』(建築士会連合会発行「建築士法の解説」より)ことから、管理建築士の実務経験要件は建築士事務所において実施した「設計及び工事監理」及び建築士法第21条に規定された「その他業務」とするのが妥当であると考えられる。

- ③ 「建築士として3年以上の設計等の業務」に従事した実務経験の確認については、次のように考える。
- i) 管理建築士に求められる実務経験要件は、本来的には虚偽記載申請を防止して第三者的に確認できることが重要である。
 - ii) しかしながら、このようなシステムが構築されていない状況では、建築士事務所の「管理建築士」に証明させることが妥当であると考えられる。
 - iii) 管理建築士の証明を得ることができない正当な理由がある場合の別の方法も規定する必要がある。
 - iv) 昨今、他の業界では、企業又は企業関係者による経歴詐称や虚偽記載等の不適切な事案が見られることから、本件の実務経験要件の証明について不正を防止するために、虚偽の証明を受けて申請した者、虚偽の証明をした者への罰則等の措置についてもあらかじめ明示し、違反の抑止を図る必要がある。

(3) 管理建築士の講習内容について

- ① 講習内容の検討は、管理建築士の責務の明確化と併せて取り組む必要がある。例えば管理建築士の責務には下記事項が考えられる。
- 1) 実施しようとする業務を適正に行うために必要な事務所の運営体制を技術的側面から明確にし、それらを適切な状態で維持するために開設者に代わって行う事務所運営管理
 - 2) 受託した全てのプロジェクトを適正に実施するための統括的な品質管理
- ② 改正法で定められた講習科目は、「イ. この法律その他関係法令に関する科目」、「ロ. 建築物の品質確保に関する科目」の2科目であるが、講習内容の検討では、属する建築士すべてを対象とした「定期講習」との目的の違いを明確にして検討する必要がある。管理建築士に求められるものは、開設者に代わって行う技術的側面からの事務所運営管理に必要な知識及び受託した全てのプロジェクトの統括的な管理に必要な知識などである。例えば、各科目の講習内容には、下記のようなものが考えられる。
- イ. この法律その他関係法令に関する科目 — ①属する建築士や技術者が「技術者倫理や法令遵守」を実践しながら業務を遂行するように指導・監督する立場の者が熟知しておかなければならない「建築士法」「建築基準法」、関係政省令・告示に関する知識習得。②「その他の法令」では、建築士事務所の経営管理及び契約事務に関係が深い法令、法令遵守精神の涵養に役立つ法令、トラブル防止又は適切な苦情対応のために役立つ法令などの知識習得。
- ロ. 建築物の品質確保に関する科目 — ①実施する業務を適正に行うために必要な事務所の運営管理体制を技術的側面から明確にし、それらを開設者に代わ

って適切な状態で維持管理するために熟知しておかなければならない知識の修得。②受託した全てのプロジェクトを統括的に指導監督し全般的な管理を担う立場の者が熟知しておかなければならない知識の習得などである。これらには、「受託業務の進め方と管理」「建築士事務所の経営管理」「業務に関する紛争と予防」などの項目が考えられる。

(4) 管理建築士講習の修了考査について

- ① 管理建築士講習の修了考査は、考査そのものが講習の一環の演習として捉えて、管理建築士として求められる知識を身に付けてもらい、受講したことを確認する程度の内容とすることが妥当であると考え。時間的に余裕のある設問数とし、択一方式を採用する場合には選択肢を少なくするなど、ふり落すことが目的の試験ではないので過度に難しくならないようにする必要がある。
- ② 登録講習機関によって実施する修了考査の難易度にバラツキが出て適正な自由競争を損なう恐れがあるので、公平性・公正性を確保するため、講習及び修了考査の実施状況、合格率などの講習結果の報告を求め、それに基づく監視・指導が円滑に行われるような仕組みを設ける必要がある。

2. 属する建築士の定期講習について

◆主張のポイント

1. 定期講習の目的は、独占業務に携わる建築士の「知識・技術のリニューアル及び倫理意識の高揚」として位置づける。
2. 講習内容は、「設計及び工事監理」に役立つ実践的内容とする。

(1) 定期講習の意義について

- ① 独占業務を行う建築士の資質向上を図り、消費者保護に繋げるために、事務所に「属する建築士」に定期講習の受講を義務化したことは、「設計等」を生業にする建築士とその他の建築士を区別した施策として評価している。
- ② また、建築士の実態の把握と管理及びその資質能力に維持向上につながる建築士免許の登録更新制は残念ながら実現しなかったが、「属する建築士」に定期講習の受講が義務付けられたことは、今後、建築士資格の更新制に道を開く第一歩として意義があると受け止めている。

(2) 属する建築士の定期講習の内容について

- ① 「属する建築士」のみに受講義務がある「定期講習」の目的は、建築士事務所の実務、とりわけ独占業務に携わる建築士の「知識・技術のリニューアル及び倫理意識の高揚」と位置づけ、設計及び工事監理に役立つ実践的内容とすることが重要である。

- ② 改正法で定められた講習科目は、「イ. 建築物の建築に関する法令に関する科目」、「ロ. 設計及び工事監理に関する科目」の2科目であるが、これらの科目の具体的内容は、個々の建築士が独占業務の設計及び工事監理を適正に行うために役立つ、法令・政省令・告示等の改訂情報、新技術・新工法等の最新情報を中心に構成することが重要である。例えば、各科目の内容には、下記のようなものが考えられる。

イ. 建築物の建築に関する法令に関する科目 — ①「建築士法」「建築基準法」及び関係政省令・告示等の近年の改正部分の解説及び建築設計・工事監理に係る「建築関連法規等」の近年の改正状況も解説。②処分事例を含めた罰則規定、処分規定の再認識による法令遵守のモチベーションの高揚など。

ロ. 設計及び工事監理に関する科目 — ①「法改正以外の建築行政や営繕事業又は建築界の設計及び工事監理に関する「新たな動き」について解説。②「設計業務」「工事監理業務」「申請業務」などに関係し業務に役立つ新技術・新工法、新製品等の解説。③トラブル事例に学ぶノウハウの最新情報など。

(3) 定期講習の修了考査について

- ① 修了考査は、管理建築士講習の場合と同様に考査そのものが講習の一環の演習として捉えて、最新情報を理解してもらい、受講したことを確認する程度の内容とすることが妥当である。設問は時間的に余裕のある数とし、択一方式を採用する場合には選択肢を少なくするなど、ふり落とすことが目的の試験ではないので過度に難しくならないようにする必要がある。
- ② 定期講習は多くの機関が参入することが予測されることから、講習機関により実施する修了考査の難易度にバラツキが出て適正な自由競争を損なうことを防ぎ、公平性・公正性を確保するため、管理建築士講習の場合と同様に、講習及び修了考査の実施状況、合格率などの講習結果の報告を求め、それに基づく監視・指導が円滑に行われるような仕組みを設ける必要がある。

以上

知事指定講習「建築士事務所の管理講習会」実施結果
 (昭和61年8月～平成17年度末までは本講習は大臣指定がなされていた)

平成19年3月31日現在

	建築士 事務所 登録数 (H18年9月末)	昭和61年度	平成3年度	平成8年度	各年度別受講者数 (第4期)					平成13年度	各年度別 受講者数 (第5期)
		平成2年度 (第1期)	平成7年度 (第2期)	平成12年度 (第3期)	平成	平成	平成	平成	平成	平成17年度 (第4期)	平成
		5年間累計	5年間累計	5年間累計	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	5年間累計	18年度
北海道	5,829	5,511	6,377	6,550	1,427	1,611	1,229	962	947	6,176	1,346
青森	1,282	399	787	1,004	203	165	201	128	158	855	174
岩手	1,386	661	1,274	1,334	287	303	289	239	253	1,371	312
宮城	2,865	530	901	869	125	183	119	116	141	684	154
秋田	1,643	1,761	1,969	1,776	345	393	321	242	235	1,536	314
山形	1,691	623	717	745	130	167	132	132	183	744	218
福島	2,210	1,991	1,945	2,143	493	527	469	337	380	2,206	435
茨城	2,857	1,015	2,596	2,818	573	588	518	458	420	2,557	411
栃木	1,858	519	569	645	163	159	158	128	132	740	181
群馬	2,320	771	1,608	1,927	397	422	393	276	338	1,826	432
埼玉	6,257	2,365	2,984	2,005	487	445	310	305	392	1,939	552
千葉	4,644	925	1,374	2,670	487	630	533	475	608	2,733	570
東京	18,004	1,148	1,582	1,298	327	360	246	180	237	1,350	445
神奈川	7,645	810	903	953	276	313	254	215	165	1,223	312
山梨	1,092	429	797	862	205	183	156	176	206	926	187
長野	3,037	3,337	3,341	3,585	865	852	660	494	594	3,465	777
新潟	3,005	789	2,027	2,839	643	516	387	393	425	2,364	550
富山	1,509	765	920	991	221	270	241	151	181	1,064	178
石川	1,676	1,706	1,810	2,075	579	543	480	412	428	2,442	536
福井	1,199	559	904	884	186	227	250	179	210	1,052	220
岐阜	1,967	1,032	1,691	1,995	513	533	495	428	355	2,324	—
静岡	4,105	2,718	3,917	4,122	968	1,056	870	640	732	4,266	883
愛知	6,013	6,045	6,159	6,689	1,572	1,469	1,508	1,119	992	6,660	1,524
三重	1,735	545	1,355	1,517	339	330	338	276	303	1,586	406
滋賀	1,510	915	1,445	1,432	325	299	262	221	295	1,402	342
京都	2,628	868	726	640	108	103	116	76	105	508	130
大阪	8,123	2,284	2,735	3,132	828	810	745	662	531	3,576	617
兵庫	4,424	1,013	1,483	2,272	526	533	509	385	536	2,489	598
奈良	1,128	504	584	558	135	110	83	61	88	477	64
和歌山	955	681	897	773	91	132	99	79	107	508	138
鳥取	665	395	495	610	148	135	127	112	165	687	116
島根	966	858	1,084	1,069	231	256	217	148	168	1,020	180
岡山	2,011	1,117	1,622	1,946	404	399	445	345	365	1,958	424
広島	3,141	1,007	2,567	2,828	500	498	430	278	345	2,051	520
山口	1,666	1,068	1,654	1,412	272	341	221	129	296	1,259	212
徳島	1,216	417	678	524	97	102	84	46	87	416	104
香川	1,613	409	592	588	154	119	88	124	148	633	149
愛媛	1,593	292	798	930	220	206	136	126	194	882	188
高知	902	571	911	905	193	211	189	140	156	889	198
福岡	4,573	1,876	2,475	3,232	677	545	425	438	679	2,764	641
佐賀	784	417	576	646	193	163	126	145	134	761	156
長崎	1,199	369	710	838	178	163	168	157	182	848	227
熊本	1,753	1,308	1,980	1,859	479	493	376	272	351	1,971	342
大分	1,201	805	985	1,056	258	254	186	183	154	1,035	227
宮崎	1,587	1,305	1,306	1,305	220	169	158	225	144	916	195
鹿児島	1,763	1,491	1,530	1,574	379	356	297	225	329	1,586	514
沖縄	1,592	418	275	202	22	293	277	160	236	988	280
合計	132,822	57,342名	76,615名	82,627名	47単位会 92会場 18,449名	47単位会 92会場 18,935名	47単位会 91会場 16,321名	47単位会 86会場 13,198名	47単位会 91会場 14,810名	81,713名	46単位会 83会場 17,679名
登録事務所数		126,543 H2年度末	131,191 H7年度末	135,983 H12年度末						133,275 H17年度末	
受講率		=45%	=58%	=61%						=61%	